

令和5年度 第4回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
令和5年度第4回理事会議事録

1. 日 時 令和5年11月14日(火) 午前9時50分

2. 場 所 いたみいきいきプラザ3階 人材養成・研修室

3. 出席者

理事総数 7名

理事出席者 7名

理事長	増田 平	理事	林 秀和
理事	松尾 勝浩	理事	白井 佳之
理事	小山 達也	理事	川上 房男
理事	森 理恵		

監事総数 2名

監事出席者 2名

監事	細川 健二	監事	辻 博夫
----	-------	----	------

議事録署名人	増田 平
議事録署名人	細川 健二
議事録署名人	辻 博夫

4. 議 案 報告第2号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和5年度職務の執行状況  
について」

報告第3号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団給与規則等の一部を改正  
する規則の制定について」

報告第4号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則等の一部を改正  
する規則の制定について」

議案第18号 「サポートテラス昆陽東の移転について」

議案第19号 「令和5年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業  
区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」

議案第20号 「伊丹市訪問看護療養通所介護事業所の廃止について」

5. 議 長 増 田 平

6. 議事録作成者 光 木 朋 子

## 7. 議 事

### (1) 開 会

○事務局 理事会開会にあたり出席者全員が着席した後、事務局が令和5年度第4回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会資料の確認を行った。

[資料の確認]

○事務局 本日は、お忙しい中ご臨席いただきまして有難うございます。定刻前ではございますが、お揃いいただきましたので、ただいまより令和5年度第4回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは開会にあたりまして、当法人 増田理事長よりご挨拶を申し上げます。

### (2) 理事長挨拶

○理事長 [挨拶]

### (3) 議長選出

○事務局 それでは、議長選出に入らせていただきます。議事を進めるにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、「議長はその都度選任する」となっているため、選任方法についてお諮りします。

[事務局一任]

事務局一任とのご意見をいただきましたので、増田理事長を議長に推薦させていただきますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、増田理事長に議長をお願いいたします。

#### (4) 出席状況

- 議長　それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。  
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。  
本日、理事は全員出席でございます。理事会運営規則第10条に定める定足数を充たしておりますので本理事会は成立いたしますことをご報告いたします。

#### (5) 議事録署名人の選任

- 議長　次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と細川監事、辻監事をお願いします。

#### (6) 議事

- 議長　それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告が3件、議案が3件でございます。

まず、報告第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和5年度職務の執行状況について」でございます。本件につきましては、定款第17条第3項において、「理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」と定められておりますので、私と常務理事より、自己の職務の執行状況について報告いたします。

- 理事長　[職務の執行状況について報告]

- 常務理事　[職務の執行状況について報告]

- 議長　報告が終わりました。これまでの報告について、ご意見ご質問はございませんか。

- 議長　特にないようでございますので、報告第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和5年度職務の執行状況について」につきましては、以上といたします。

○議 長 次に、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団給与規則等の一部を改正する規則の制定について」でございます。事務局の報告を求めます。

○事務局 報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団給与規則等の一部を改正する規則の制定について」を説明

○議 長 報告が終わりました。  
最低賃金の引き上げに伴う対応、新たな事業団の給与制度が適用されて4年目となり、不均衡が出ている部分を是正するための改定、介護職の人材確保が難しい中で、内部職員のモチベーションを持っていただくことといったことを踏まえて、この度、改正を行ったということでございます。  
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

[特になし]

○議 長 特にないようでございますので、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団給与規則等の一部を改正する規則の制定について」は、以上とします。

○議 長 次に、報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則等の一部を改正する規則の制定について」でございます。事務局の報告を求めます。

○事務局 報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則等の一部を改正する規則の制定について」を説明

○議 長 報告が終わりました。現在、嘱託職員がいないこと、過去にも、決してこの規定に基づいて理事長が恣意的な運用をしたということもございませんので、この機会に削除しようとするものです。  
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

[特になし]

○議 長 それでは、報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則等の一部を改正する規則の制定について」は、以上とさせていただきます。

○議 長 次に、議案第18号「サポートテラス昆陽東の移転について」と議案第19号「令和5年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」は、関連しますので、一括して審議します。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案第18号「サポートテラス昆陽東の移転について」  
議案第19号「令和5年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」を説明

○議長 説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事 移転する理由は、利用者減少と、事業所の収支がよくないということだと解釈してよろしいでしょうか。

○事務局 サポートテラス昆陽東の移転理由はそのとおりです。

○事務局 補足します。これまで、サポートテラスと東有岡の2事業所で精神障害を対象とする事業を運営してきましたが、事業所の機能と対象が同じでした。さまざまな障害区分の事業所が増えてきている中、支援機能の充実拡大を図って、障害区分を含め幅広い対応をしていけるようにと考えています。サポートテラス昆陽東の現在の作業環境は、レイアウト上、ワンフロアを異なる障害区分の方が共同利用せざるを得ないのですが、移転先では、部屋を分けて、障害区分に応じてグループ別に受け入れることができます。2事業所の機能の役割分担をしながら、障害特性に応じた個別性に基づく支援の強化を進めていきたいというのが、今回の移転の意図するところです。また、移転先の周辺には、当法人の看護小規模多機能居宅介護さくら、訪問看護事業所、特別養護老人ホームケアハイツがあり、作業として請け負うことができる業務も多数考えられること、移動の動線などを考えても効率的に作業を請け負うことができることが、利用者の作業拡大と法人の内製化を進めることにつながるというのが最大の理由でございます。

○小山理事 年度途中の補正対応での移転ということですが、経営的に、賃借料が不要になることから経営効率がよくなる、といった現状の資料が出されていません。利用者がどの程度減っていて移転により増えるといった、移転に至る根拠の資料を財政的側面、利用者の状況からもう少し出していただいてもよかったですかと思えます。収支効率を上げていく、利用者の工賃をあげていく、利用者確保に繋げていくということ自体は問題ないですが、根拠についてはもう少し示していただきたかったと思えます。

○事務局 ご指摘のとおり、方針のみの資料提示となっておりますが、この1、2年か

なり細かく分析、協議をしてまいりました。実際のところは就労移行支援については、サポートテラス昆陽東で、令和5年7月で登録者が0となり、実質的には事業を休止している状況が続いています。一方、継続支援については、特段、利用は減少しておりませんので、引き続き、稼働の維持に努めてまいりたいと考えています。ご提案が年度途中にはなっていますが、事業収支の補正というよりは、今回は、年度内に工事契約を進めるという意味での、工事費に関する補正です。新しい事業に切り替わっての収支については、スケジュールからも令和6年度の事業になると思われまますので、令和6年度事業予算の説明時に今年度と比較しながら、詳細にご説明させていただきたいと思っております。

なお、移行支援事業は廃止しますが、障害をお持ちの方の就労を目指さないということではありません。内製化推進によって、就労継続から、当事業団への直接雇用というルートがあつていいと考えています。就労移行支援事業を行ってなければ就労につなげることができないというわけではございませんので、また、過去からも直接雇用した事例もありますので、内製化を通じて、直接雇用という形での就労も進めてまいりたいと考えております。

○事務局 資料上、財政状況についての記載が不足しており、補足します。決算上の数字ではなく、今年度の数字ですが、就労移行支援については6名定員の中、1名が年度途中までおられ、現在利用は0ということです。採算ベースでは、B型のほうが上がるということもございます。実態として、移行につなげることができていないというのが事業団の現状となっています。B型については、定員14名のところ12名程度で推移しています。採算のことだけ申しますと、現状、そこまで悪くない。予算に掲げる数字には届いていない状況ではありますが、財務状況をもって、即座に廃止しなければならないという状況かというところではございません。ただ、財務状況上、変化が必要な状況であるとは考えられます。支援機能の拡大、障害特性に応じること、また、報酬改定ではインセンティブが見込まれるだろうという内容が出ております。就労移行につながらなければ報酬の単価も変わらないという形も中には出ています。一方でB型の就労についても工賃を上げなければ報酬も上がらないというインセンティブの改定が見込まれるという情報が出ているのも事実でございます。B型についても、場所を変更した方が、内製化につなげて、工賃を上げられるのではないかという期待も込めましての今回の方針のご提案でございます。また、事業所の財務状況については、事業団の他の事業でカバーできる状況ですので、財政面だけを理由に移転をとということではございません。

○白井理事 障害特性に応じた個別支援の強化ということで、知的障害のある方の利用も受け入れるということですが、これは、発達障害も含んでの新規利用者を見越してのことでしょうか。

○事務局 現在、個別な形で利用のご希望がある状況ではありませんが、この方針のもと、プログラムや受け入れ態勢を整えて、新規利用の拡大を図っていきたくと考えています。

○松尾理事 知的障害、発達障害を含めてということだと思いますが、そういう方の受入れの体制的な整備の必要はありませんか。職員の育成や配置はどうでしょうか。

○事務局 事業に対しての配置は指定基準に特に変わりはないのですが、教育体制については、ご指摘のとおり、これまで精神障害の支援が中心であったことから、知的障害の方に対応するため、職員研修等職員教育の取組みを進めていきたくと考えています。

○小山理事 知的障害と精神障害は、今は、きっちり区別されるものではなく、グレーゾーンの方がたくさんおられます。知的障害の支援施設においても、重度の精神障害の傾向の高い方もおられるということですから、そういう意味では、受入の層を広げるのはいいことかと思えます。

○事務局 議案の補足説明です。議案第19条について今回補正予算を上程させていただいておりますが、ご審議ののち、ご承認いただいた上は、入札手続きに入ります。その際には理事会でのご審議が必要となり、持ち回りでの対応をさせていただくことになると存じますので、よろしく願いいたします。

○議長 他にございませんか。特にないようでございますので、まず、議案第18号「サポートテラス昆陽東の移転について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 ご異議がないようでございますので、議案第18号「サポートテラス昆陽東の移転について」につきましても、原案どおり決しました。

○議長 続きまして、議案第19号「令和5年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長           ご異議がないようでございますので、議案第19号「令和5年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分補正予算（第1号）」につきましては、原案どおり決しました。

○議 長           次に、議案第20号「伊丹市訪問看護療養通所介護事業所の廃止について」でございます。事務局に説明を求めます。

○事務局           議案第20号「伊丹市訪問看護療養通所介護事業所の廃止について」を説明

○議 長           説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問はございませんか。

○小山理事        看多機の方に移行するということですが、受け入れのキャパシティは大丈夫でしょうか。

○事務局           現在、療養通所介護事業所は、8名の方が登録して利用されています。医療依存度の高い方のご利用を想定して運営してまいりましたが、実際、そのうち看護多機能に移行対象となるのが4名、あと4名の方については、一般の通所介護等でも対応できるようなご利用状況です。訪問看護、看護多機能さくらとも調整してまいりまして、受け入れ状況についても、キャパシティは十分だという前提で廃止を検討しております。廃止確定後も、ご利用者様のご希望があれば、ご利用受け入れは十分可能な状況です。

○議 長           他に何かございますでしょうか。  
特にないようでございますので、議案第20号「伊丹市訪問看護療養通所介護事業所の廃止について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

○議 長           ご異議がないようでございますので、議案第20号「伊丹市訪問看護療養通所介護事業所の廃止について」につきましては、原案どおり決しました。

○議長           本日の議事はこれをもちまして終了とさせていただきます。  
この他にはよろしいでしょうか。

#### (7) その他

○議 長           事務局から事務連絡はございますか。

○事務局       ご報告が1件ございます。なかのぬくもりの郷を昨年7月に開所しましたが、旧老人ホームの状況の報告させていただきます。旧老人ホームにつきましては、解体が完了しました。市の病院が建つのはまだ先になりますが、建物がなくなってしまって寂しく感じます。以上です。

(8) 閉会

○議 長       理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして令和5年度第4回理事会は閉会といたします。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午前11時20分に閉会した。

議事を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び議事録署名人は署名押印した。

令和5年 11月 日

理 事 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者